

令和7年度 公益財団法人鍋島報効会 事業助成 募集要項

1. 趣旨

当財団は、佐賀県下における文化及び教育の振興に資し、かつ、これを奨励助成するとともに社会事業に貢献することを目的としており、これに合致する事業及び福祉事業を助成しています。

2. 対象者

公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人のいずれかの団体、もしくは次の要件を備える特定非営利活動法人などの団体が対象です。

- (1) 定款、寄付行為などの規約を備えている団体
- (2) 代表者もしくは意思決定、執行のための組織が確立している団体
- (3) 会計、経理が明瞭で、決算および監査を行う会計組織を有する団体
- (4) 活動拠点(住所)を有する団体
- (5) その他、当財団の理事会が認める団体

3. 対象事業

当財団の趣旨に合致し、佐賀県下における文化及び教育の振興に寄与すると認められる事業及び福祉事業。但し、新規事業や周年事業など特色ある事業を対象とし、定例的・定期的に行われる事業は対象とならない場合があります。

① 一般助成

【内 容】佐賀県下における文化、教育の振興、および社会事業に貢献する事業を行う団体に対する助成。その他当法人の目的を達成するために必要な上記事業に付帯または関連する事業を対象とする助成。

【期 間】単年度を原則とし、令和7年度は令和7年4月1日～令和8年3月31日の1年間。

【助成額】原則として、一件あたり30万円を上限とします。

【件 数】1～5件

② 特定団体指定継続助成

【内 容】佐賀県下において文化、教育の振興、および社会教育事業に貢献する事業を行う団体が行う事業のうち、当会の目的を達成するために必要と認める事業を指定し継続的に行う助成。

【期 間】令和7年4月1日以降継続的に助成し、3年ごとに審査の上で更新。

【助成額】原則として、一件につき各年度あたり30万円を上限とします。

【件 数】1～3件

【その他】継続助成に採択された場合でも、助成申請および報告は毎年度必要です。

4. 選考方法

選考委員会による選考の上、当財団理事会での決議ののち、令和7年3月10日頃に選考結果を通知する予定です。

なお、採択者は令和7年4月上旬に執り行う授与式に参加していただきます。

5. 申請方法

下記の書類を財団事務局へ郵送にて提出してください。

①②は所定の様式、③～⑥は任意の様式にてご作成ください。

所定の様式は、下記ページより入手できます。

(<https://www.nabeshima.or.jp/main/513.html>)

①令和7年度公益財団法人鍋島報効会事業助成申請書

②公益財団法人鍋島報効会事業助成予算書

③令和7年度収支予算書

④令和7年度事業計画書

⑤直近の事業年度にかかる決算書

⑥その他必要書類

※団体によって異なる場合があるため、ご不明な点はお問い合わせください

6. 申請受付期間

令和6年11月1日（金）～令和6年12月25日（水）（必着）

※郵送のみ受付

7. 事業報告書および収支報告書

助成事業終了後、速やかに助成事業にかかる報告書、助成事業の会計報告書・証拠書類（領収書等の写）および団体の事業全体の決算書を提出していただきます。

8. 留意事項

（1）決定した助成金は、原則として申請団体名義の指定口座に振り込みます。実際の支出額が助成額に満たなかった場合は、報告提出後に精算します。

（2）申請書類に不備があった場合は、再提出をお願いすることがございます。本募集要項をよくご確認のうえ、申請をお願いいたします。ご不明な点はお早めにお問合せください。

9. 申請書の提出先・問合せ先

〒840-0831 佐賀市松原二丁目5番22号

公益財団法人鍋島報効会 事務局

TEL・FAX 0952-23-4200 メール info@nabeshima.or.jp